

総合計画（策定）の課題について思うこと

はじめに

1) 総合計画とは

→ 自治体の政策・施策・事業の全般に関して（＝総てを合わせて）、複数年度にまたがって決定した一覽文書

2) 総合計画の起源

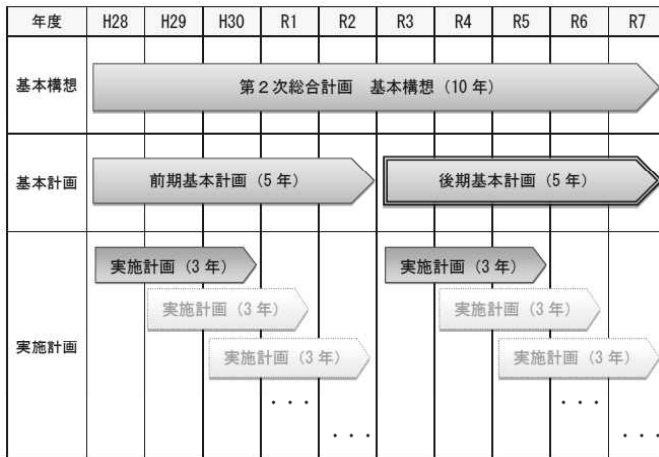
→ 1969 年地方自治法改正で導入された「基本構想策定・議会議決の義務付け制度」が普及・定着したもの（旧 2 条 4 項）

旧地方自治法2条4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的且つ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。

3) 総合計画の構成

→ 自治省設置「市町村計画策定方法研究会」（1966 年）が示した三層構造が一般的に定着する一方、近年では、二層構造、一層構造の総合計画も



【参考 1】第 2 次志摩市総合計画

基本構想：まちの将来像、基本目標
基本計画：主要施策、各分野の方向性
実施計画：具体的な事務事業

※実施計画は、毎年度点検・見直しを実施。

第 2 次伊賀市総合計画の構成と期間

- ① 「基本構想」 2014（平成 26）年度からおおむね 10 年間
- ② 「基本計画」 市長の任期を基本とした下記の計画期間
 - ・ 第 1 次計画 —— 2014（平成 26）年度 ～ 2016（平成 28）年度
 - ・ 第 2 次計画 —— 2017（平成 29）年度 ～ 2020（令和 2）年度
 - ・ 第 3 次計画 —— 2021（令和 3）年度 ～ 2024（令和 6）年度



【参考 2】第 2 次伊賀市総合計画

1. 総合計画の今日的な課題

1) 各自治体の自律的な位置付けやあり方が問われる総合計画

- ① 地方自治法「基本構想策定・議会議決の義務付け制度」廃止（2011年）
- ② 個別法令に基づく各種計画の策定要請（義務・努力義務・「できる」規定）
- ③ 伊賀市自治基本条例の 2022 年改正による明確な位置付け（45 条の 2）

伊賀市自治基本条例45条の2

- ① 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。
- ② 総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は、総合計画に即して策定するものとする。

2) 不測の事態への対応を求められる総合計画

- ① 総合的・計画的な自治体運営の必要から、長期ビジョンの意義は大きい
- ② 一方、予測と現実のズレを修正して目標を達成する努力と工夫も必要
- ③ 更に大きな課題を投げかけているのが、不測の事態への対応

3) 自治体を取りまく情勢変化への適応を迫られる総合計画

- ① デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ② 多様な主体との連携・協働による地域課題の解決

2. 総合計画（策定）において押さえるべきツボ

1) 総合計画は、一応、「政策⇄施策⇄事業」と目的手段連鎖の形をとっている

- 目的・手段の連鎖を押さえた体系化が図られているか
- 行政組織の分業体制に基づく“縦串”とともに、分野横断的な“横串”も通っているか

2) 総合計画は、概して「総花」的である

- 政策間、施策・事業相互間の優先順位付けは明確になっているか
- 数値目標や成果指標は適正か

3) 総合計画は、すべての事業を網羅的に掲載するわけではない

- 「基本事業」は、文字通り「基本」を押さえて選定できているか

